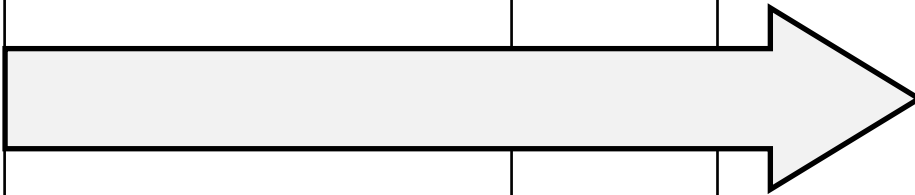


平成30年7月豪雨に係る対応について

■ 協会けんぽにおける被災者に対する費用負担等の措置（平成30年7月24日時点）

事項	内容	30/7/5	30/10/10	30/10/31
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を平成30年10月31日まで行う。			
任意継続保険料の納付猶予	被保険者からの申出に基づき、平成30年7月分（納付期限7月10日）、平成30年8月分（納付期限8月10日）及び平成30年9月分（納付期限9月10日）の保険料の納付を平成30年10月10日まで猶予する。		